

平成30年6月定例会 警察危機管理防災委員会の概要

日時	平成30年 7月 2日(月)	開会	午前10時 2分
		閉会	午後 0時20分
場所	第7委員会室		
出席委員	日下部伸三委員長 蒲生徳明副委員長 美田宗亮委員、吉良英敏委員、伊藤雅俊委員、土屋恵一委員、本木茂委員、 山根史子委員、鈴木正人委員、秋山文和委員		
欠席委員	なし		
説明者	[警察本部関係] 松本輝夫公安委員長、鈴木三男警察本部長、布川賢二総務部長、 杉内由美子警務部長、佐伯保忠生活安全部長、山本淳地域部長、 斎藤文彦刑事部長、遊馬宏志交通部長、渋谷晃警備部長、平山毅財務局長、 古田土等監察官室長、川久保彰刑事部参事官、近藤勝彦組織犯罪対策局長、 岩崎茂警務課長、安藤茂生活安全部参事官、千葉保治地域部参事官、 伊藤幸男刑事部参事官、横田幸昭運転免許本部長、鈴木久生交通部参事官、 田中秀樹警備部参事官、松本晃彦総務課長、関田幸春会計課長、 山田正広生活安全総務課長、上條浩一人身安全対策課長、澤田賢孝少年課長、 鎌田政由喜保安課長、三浦孝一サイバー犯罪対策課長、林学地域総務課長、 川上博和刑事総務課長、松本光義捜査第二課長、大村正幸組織犯罪対策課長、 結城弘交通総務課長、荻野長武交通規制課長、山田雅樹運転免許課長、 市原悠樹公安第一課長、寺山卓也警備課長、 杉村周一オリンピック・パラリンピック対策課長、千葉正危機管理課長 [危機管理防災部関係] 槍田義之危機管理防災部長、森尾博之危機管理防災部副部長、 目良聡危機管理課長、鶴見恒消防防災課長、鈴木郁夫化学保安課長		

会議に付した事件並びに審査結果

- 1 議案
なし
- 2 請願
なし

所管事務調査

- 1 警察本部関係
児童虐待に対する警察の対応状況について
- 2 危機管理防災部関係
 - (1) 大阪府北部地震について
 - (2) 平成29年台風21号による浸水被害について

報告事項

1 警察本部関係

- (1) 特殊詐欺の現状と対策
- (2) 埼玉県 5 か年計画の進捗状況について

2 危機管理防災部関係

- (1) 指定管理者に係る平成 2 9 年度事業報告書及び平成 3 0 年度事業計画書について
(埼玉県防災学習センター)
- (2) 「国民保護に関する埼玉県計画」変更案の概要について
- (3) 埼玉県 5 か年計画の進捗状況について

【所管事務に関する質問（児童虐待に対する警察の対応状況について）】

吉良委員

- 1 警察は児童虐待にどう取り組んでいるのか。
- 2 今年3月の目黒区における児童虐待事案について、この女の子は香川県において児童相談所に2回保護され、父親は傷害容疑で2回書類送検されているが、一家が香川県から東京都に来たときに、香川県と東京都の警察で情報が共有されなかったのか。
- 3 知事が6月11日の定例会見で、県と警察において児童虐待情報について全件情報共有するとの話であったが、どのような方法で共有するのか。
- 4 児童虐待の通報件数が11年連続で過去最多の中で、何人体制を作れば効果が挙げられると考えているのか。
- 5 情報共有によって児童虐待を防ぐことができるのか伺いたい。

少年課長

- 1 児童虐待は、何ら抵抗のできない児童に対して、一方的に危害を加え、児童の心身に重大な悪影響を及ぼすものであり、虐待に遭っている児童を早期に救出保護し、被害の拡大防止を図ることが重要である。県警察における平成29年中の児童虐待による児童相談所への通告人員は7,980人で、前年比プラス1,499人、検挙件数は90件で、前年比プラス9件で、検挙人員は93人で、前年比プラス8人となっている。
県警察としては、引き続き児童相談所をはじめとする関係機関との連携強化を図りつつ、児童虐待の早期発見と児童の安全確保を最優先とした対応をしていきたいと考えている。
- 2 児童虐待事案の対象者が管内から転居したことを知った場合においては、元居住地を管轄する警察署から転居先を管轄する警察署に対して必要な情報を提供して、情報提供を受けた警察署において所要の措置が講じられるようにしている。
- 3 児童相談所で保有する児童虐待に関する情報のデータベースに、常時、警察からのアクセスを可能にし、児童虐待に関する情報を共有するものである。
活用の一例としては、警察官が子供の泣き声などの通報による現場対応の際に、児童相談所が関与しているかを確認することで、一時保護の必要性を判断するなどの対応を図ることができるものである。特に、児童相談所が閉庁している時間帯においても警察が児童相談所の取扱いを迅速に確認できるようになるため、現場における児童の保護の必要性など、警察の判断、対応が迅速、適切になるものと考えている。
- 5 児童虐待による痛ましい事件を未然に防止するためには、児童虐待に関する情報を共有し、関係機関が緊密な連携を図りながら児童の安全確保を図っていくことが必要であると考えている。警察官が児童虐待と思われる現場に臨場した際に、過去の児童相談所の取扱状況を照会することで、一時保護や通告の必要性の判断が迅速かつ的確に行われ、より安全の確保ができるものと考えている。

生活安全部長

- 4 児童虐待を担当するのは、警察署では少年係となっている。通告人員が急増する中、他係の生活安全課員、さらに刑事課とも連携し迅速、的確に対応していく。また、本部については、昼間は人身安全対策課、夜間は人身安全初動指揮本部で一元的に報告を受

け指揮をしている。

吉良委員

- 1 目黒区における事案について、香川県警から警視庁に転居情報の連絡は行われていたということによいのか伺いたい。
- 2 先程の質問は、何人体制であれば効果が上がるのか、対応ができるのかであったが、中身を具体的に伺いたい。

生活安全部長

- 1 本県の例で言えば、虐待事案については、人身安全関連事案であるため、虐待事案を認知し他県に事案が及ぶ場合は、必ず他県に連絡を実施している。香川県の例が警視庁に連絡があったかについては、詳細を把握していない。
- 2 具体的な人員の数字を答えるのは難しい問題である。この度、県と情報を共有するが、今までも警察で児童虐待事案を扱った後に、必ず児童相談所に過去に取り扱いがないか照会をしていたものが、今回のシステムによりスムーズになるので、大きな人員の変更は現時点では必要ないと考えている。

吉良委員

体制づくりについての県との協議は、これから進めていくということでもいいのか。

生活安全部長

御指摘のとおりこれから県とよく検討していく。

日下部委員長

確認であるが、香川県のケースが埼玉県に転入していた場合、埼玉県警は、義理の父の書類送検などの情報は入ってくるという理解でいいのか。

生活安全部長

本県で児童虐待事案があり、他県に転出したのであれば、本県から他県に必ず情報として伝えている。

本県だけでなく、全国的に児童虐待事案を認知し、他県への転出を把握すれば、転出先に伝える仕組みになっていると承知している。

【所管事務に関する質問（大阪府北部地震について）】

美田委員

- 1 報道によると、ガスの復旧が遅れ、住民生活に大きな影響を及ぼしたとのことだが、本県におけるガスの供給に関する地震対策はどうか。
- 2 大阪府北部地震では、多くの帰宅困難者が見受けられた。「むやみに移動を開始しない」という考えがあるが、本県ではどのように考えているか。また、それを踏まえ県として帰宅困難者対策にどのように取り組んでいくのか。
- 3 今定例会の日下部委員長一般質問に対して、奥野副知事から自分の担当以外の分野への提案を募るT-1グランプリや三遊間のボールを積極的に取りに行く、領空侵犯大歓迎といった答弁があった。大規模な震災に対しては危機管理防災部が責任をもって部局横断型で対応する必要があるのではないかと部長に伺いたい。

化学保安課長

1 ガスの供給形態は、LPガス、都市ガス、数10世帯単位を対象としたコミュニティーガスの3つがある。これらのガス供給事業者と「地震等災害時における代替エネルギーの確保に関する協定」を締結し、ガスの供給が停止した場合、指定避難所や病院等にLPガスボンベ等を供給する体制を整えている。これにより、1日当たり、20kgガスボンベ2,000本分に相当する代替エネルギーの供給を7日間継続できる体制としている。先週、団体の幹部役員と面談し、この協定がしっかり機能することを改めて確認した。

消防防災課長

2 首都直下地震が起きれば、都内では群衆雪崩の危険性が指摘されるなど、帰宅困難者自身が危険にさらされることや、車道に人があふれたり、車の大渋滞により救急救命活動に支障をきたす可能性があり、「むやみに移動を開始しない」という一斉帰宅抑制の方針を徹底していくべきと考える。県ではこれまで一斉帰宅抑制の方針を示し、九都県市でもその周知に取り組んでいる。また、企業などには従業員を社内にとどめるための備蓄を促進している。今後、一層の一斉帰宅抑制の周知や備蓄の促進を徹底していく。

危機管理防災部長

3 まず、平時の災害対策と災害時の対応に切り分けて考える必要がある。平時は所管の各部局が責任を持って対応する、災害時には所管に関係なく危機管理防災部が一元的に取りまとめるのが基本である。例えば、今年の台風21号の際も、前日の気象台による説明会、月曜日の朝の情報収集から県幹部や市町村への情報提供、記者発表対応などを当部が実施した。防災に関しては、平時から当部が積極的に業務に当たるよう、改めて職員に徹底していく。

【所管事務に関する質問（平成29年台風21号による浸水被害について）】

山根委員

今年の台風21号では内水滞留による浸水被害が発生し、現在も大変な思いをしている人がいる。5月に被災者の方から要望書が提出された際に、埼玉県・市町村被災者安心支援制度の拡充に関するアンケートの話が出たが、その結果はどうだったのか。

消防防災課長

63市町村のうち、「見直しの検討が必要でない」と回答したのは48市町村であった。必要でない理由としては予算を確保することの難しさが挙げられる。この制度は県と全市町村が支援金の財源を負担し合うものである。例えば、床上浸水を支援対象に加えると、水害発生を想定しにくい市町村では、負担だけが増えると捉えてしまう。

半壊は法律の支援対象となっていないので、半壊を支援対象に加えると市町村の負担が格段に増える。ほかの理由としては、自助の観点から、個人加入の保険で対応可能である点や、市町村独自で既に災害見舞金制度を制定し運用している点などが挙げられた。

山根委員

川越市、ふじみ野市では甚大な被害が出た。この経験で初めて、壁がかびだらけになったり、匂いが残ったり、健康被害のおそれがあることが分かった人もいる。床下浸水でも、

家の作り方によっては床下にいろいろな設備が入っていて、復旧のための経済的負担が大きいかも分かった。こうしたことは他の市町村に周知した方がいいと思うが、どう対応しているか。

消防防災課長

2月のアンケートのときは、周知はしていないが、5月30日の災害派遣チーム員候補者研修で、ふじみ野市の前危機管理防災課長に写真も使って被害の状況を説明してもらった。